

(第二類 第一號)

第一百七十七回国会
院議災害対策特別委員会議録第十
三号

(三三五)

平成二十三年七月二十日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長

吉田 おさむ君

理事

糸川 正晃君

理事

古賀 敬章君

理事

橋本 清仁君

理事

古川 稔久君

理事

網屋 石山 敏貴君

打越あかし君

孝典君

菊池長右門君

小山 展弘君

空本 誠喜君

高邑 勉君

中野渡詔子君

野田 国義君

山本 剛正君

若泉 征三君

秋葉 賢也君

小里 泰弘君

竹下 亘君

林 幹雄君

江田 康幸君

重野 安正君

平野 達男君

東 祥三君

森山 裕君

高橋千鶴子君

山花 郁夫君

阿久津幸彦君

東日本大震災に對処するための特別の財政援助

及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第八六号)

七月十九日

東日本大震災に對処するための特別の財政援助

及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第八六号)

平成二十三年三月十一日に発生いたしました東

日本大震災は、マグニチュード九・〇という巨大

地震と津波により、東日本の広範な地域に甚大

な住宅被害をもたらしました。

これに対処するため、全都道府県が相互扶助の

観点から拠出した基金を活用して、住宅が全壊し

た世帯等に対し被災者生活再建支援金が支給さ

れているところですが、その被害の甚ださにかん

がみれば、被災者生活再建支援金の支給総額はこ

思います。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

(政府参考人
内閣府政策統括官)

原田 保夫君

(政府参考人
資源エネルギー庁原子力
安全・保安院審議官)

黒木 慎一君

政府参考人出頭要求に関する件

東日本大震災に対処するための特別の財政援助

及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第八六号)

は本委員会に付託された。

○吉田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、東日本大震災に対処するための特別

の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正す

る法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。平野防災担当大

臣。

○吉田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、東日本大震災に対処するための特別

の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正す

る法律案を議題といたします。

平野防災担当大臣。

内閣提出第八六号

七月十九日

東日本大震災に対処するための特別の財政援助

及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第八六号)

平成二十三年三月十一日に発生いたしました東

日本大震災は、マグニチュード九・〇という巨大

地震と津波により、東日本の広範な地域に甚大

な住宅被害をもたらしました。

これに対処するため、全都道府県が相互扶助の

観点から拠出した基金を活用して、住宅が全壊し

た世帯等に対し被災者生活再建支援金が支給さ

れているところですが、その被害の甚ださにかん

がみれば、被災者生活再建支援金の支給総額はこ

思います。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

政務、まことにお疲れさまでございます。心より

敬意を表します。

それでは、早速質問に移らせていただきたいと

思います。

○吉田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。小山展弘君。

○小山委員 平野大臣を初め政務三役の皆様にお

かれましては、連日の御公務また復興に関する御

まず、今回、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案というものも出されておりますが、こういった災害時の復旧に関するさまざまな制度、とりわけ激甚災害指定制度とそれに関連する事柄について質問をさせていただきたいと思います。

この激甚災害の指定を受けますと、最大九〇%まで国の補助が受けられるというような制度になつておりますけれども、基本的には、考え方として、災害復旧は原状復帰が原則となつております。しかししながら、今回、地盤沈下であったり、あらん改良復旧という考え方もございますが、原則としてはそうなつてはいる。

所になかなかが原状復帰できないといったようなケースもかなり出ております。この制度はもともと津波被害というものを余り想定していないということが指摘できるのではないかと思つております。

ですが、例えば省庁によつては、事前の説明におきまして、地盤沈下したら盛り上をしてその場所に建てるべきだというような説明をしたところもございました。

保育園や公民館、図書館といったような社会教育施設等が、地盤沈下や津波被害を受け、もとの場所に復旧できない今回の震災のような場合、どのような対応策が考えられるでしょうか。あるいは、御答弁をお願いします。

また、これはいろいろな他省庁にまたがる制度でございますが、もし基準があいまいだったり、受けた場合でございますが、このケースにおいては、場所を移転して復旧を行う場合についても補

助対象とするということにしております。

なお、今回の災害復旧については、これも御下問にありました激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律の対象となり、自治体及び設置者に対する負担割合の軽減を図ることとなつております。

○鈴木(亮)副大臣 公民館、図書館などの公立の社会教育施設でございますけれども、御案内のように、災害復旧事業で、激甚災害法に基づきますと、三分の一の国庫補助に加えまして、起債を行つた場合、その元利償還金の九五%が交付税になりますので、九七・八%まで対象になります。そして、今お尋ねの、地盤沈下や津波被害を受け、施設が全壊、半壊をし、そして移転をしたところで新築復旧を行うという場合についても、国庫補助の対象となります。

今後とも、きょうの御議論も踏まえて、公立社会教育施設の早期復旧復興に向けて努力をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく御指導のほどお願い申上げます。

○小山委員 政府の取り組みには敬意を表させていただきたいと思います。

被災地におきましては、この激甚災害指定制度がどこまで適用できるのか、あるいは改良復旧といつたような考え方もどこまでなのかということが、例えは学校等の社会教育施設、この激甚災害の指定制度も利活用できるということで御答弁をはつきりといだきましたものですから、不安もある程度解消されると思います。

また、これはいろいろな他省庁にまたがる制度でござりますが、もし基準があいまいだったり、受けた場合でございますが、この激甚災害の指定制度の枠を広げる、津波被害という条件をつけた上で、例えば団体防災移転事業などのところの枠を広げていくといつたことも、もともと議員立法でござりますが、検討していくべきではないかというふうにも考えます。

○大塚副大臣 お尋ねの、保育所が今回の震災によつてもとの場所に復旧できないような被害を受けた場合でございますが、このケースにおいては、場所を移転して復旧を行う場合についても補

強、震災対策を進めていかなければなりませんが、いわゆる地防法や東海地震に関する財特法とともに保育所は法律の適用対象となつております。保育所の耐震補強工事についてほどのような手段が考えられますでしょうか。

○大塚副大臣 まず、私立保育所の耐震化のための改築や耐震補強のための改修工事については、さきに設置をいたしております安心こども基金において必要な経費の補助を行わせていただいているところでございます。安心こども基金による補助率は、国が二分の一、市町村が四分の一、設置者四分の一というふうになつております。

そして、今お尋ねの、地盤沈下や津波被害を受けた施設が全壊、半壊をし、そして移転をしたところで新築復旧を行うという場合についても、国庫補助の対象にはなつてはいけません。安心こども基金によるところでございます。安心こども基金によるところではございません。安心こども基金によるところではございません。

そこで、公立の保育所については、耐震化のための改築や耐震補強のための改修工事を含む施設整備費が一般財源化されておりますことから、各自治体において、地方交付税の中で対応させていただいているところでございます。

○小山委員 未来の子供たちの命を守る耐震工事でございますので、保育所も、地防法や財特法などの対象に加えるなど、今後検討が必要ではないかというふうに考えております。

次に、今回の原発被害のことについてお尋ねしたいと思います。

今、お茶の放射能の食品衛生の検取基準等について、既にお茶というものが、飲用で飲む場合というところでは、荒茶の段階よりも今度は大変薄まる、あるいは生葉の段階では荒茶の段階にするよりももともと五分の一程度であるということとで、荒茶の検査というものが実際の流通や食品の摂取というものとなかなか適合していないのではないかという声がございます。

そこで、既にお茶というものが、飲用で飲む場合というところでは、荒茶の段階よりも今度は大変薄まる、あるいは生葉の段階では荒茶の段階にするよりももともと五分の一程度であるということとで、荒茶の検査というものが実際の流通や食品の摂取というものとなかなか適合していないのではないかという声がございます。

今回、未曾有の大災害と言われておりますけれども、よくよく考えてみると、一九六〇年代に起きたチリ地震はマグニチュード九・五、スマトラ沖地震もマグニチュード九・一、同じ地球上で

しまして、お問い合わせを申し上げたいと思います。

その上で、今御下問のお茶に関する放射性物質の規制でございますが、現状は御承知のとおりでございます。

そうした中で、三月の十七日に設けました暫定基準値、これについての評価を現在食品安全委員会で行つております。この食品安全委員会の評価が出来ました段階で、どのような評価によるかによってその後の対応は変わつてまいりますけれども、その評価を受けて基準値の見直しを行うかどうかということを検討することになつております。

また、この間、厚生労働省といたしましても、七月の十二日に薬事・食品衛生審議会のもとに置かれております特別部会において、規制値の再検討のための論点整理を行つております。

したがつて、いつごろまでにという見通しをきょうの段階でお示しすることは困難ではございませんけれども、予断を抱くことなく、食品安全委員会あるいは薬食審の専門部会の意見を踏まえて対応させていただきたいと思つております。

○小山委員 それでは次に、原子力発電所の耐震設計についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

また、この間、厚生労働省といたしましても、七月の十二日に薬事・食品衛生審議会のもとに置かれております特別部会において、規制値の再検討のための論点整理を行つております。

したがつて、いつごろまでにという見通しをきょうの段階でお示しすることは困難ではございませんけれども、予断を抱くことなく、食品安全委員会あるいは薬食審の専門部会の意見を踏まえて対応させていただきたいと思つております。

○小山委員 それでは次に、原子力発電所の耐震設計についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

今回、未曾有の大災害と言われておりますけれども、よくよく考えてみると、一九六〇年代に起きたチリ地震はマグニチュード九・五、スマトラ沖地震もマグニチュード九・一、同じ地球上で

てきたのかお答えをいただきたいと思います。

○黒木政府参考人 耐震設計についてお答えいた

します。

我が国の原子力発電所につきましては、過去に

起きた地震の実績、それから敷地周辺の活断層に

ついて調査をいたしまして、この調査の結果から

考へ得る最大の地震を想定した上で、その地震に

耐え得るように設計する構造とするということが

耐震設計審査指針、安全委員会が決めているもの

でございますが、この指針で求められているとこ

ろでございます。

現在、安全委員会の指針は、平成十八年に改定

が行われたことを受けまして、原子力発電所ごと

に耐震設計の再評価を行っているところでござい

ます。

耐震パックチェックというふうに呼んでござ

りますが、その結果、ほぼすべての原子力発電

所、幾つかの発電所を除いて中間評価が終わり、

代表的なプラントについての耐震安全性評価を終

えたところでございます。

その結果でございますが、東京電力福島第一原

子力発電所の耐震パックチェックでは、敷地に最

も影響を与える地震としてマグニチュード七・九

の地震を想定し、これを上回る地震動に耐え得る

ように設計するということになつてございます。

また、浜岡原子力発電所の耐震パックチェックで

は、想定東海地震、東南海地震、南海地震の三連

動の地震を考慮し、マグニチュード八・七の地震

を想定し、これを上回るような地震について耐え

得るような評価となることとしてございます。

先生御指摘のように、今回、東北地方太平洋沖

地震、マグニチュード九というものが発生したわ

けでございますので、これを踏まえまして、従前

の耐震設計の指標も含めまして、徹底的な耐震設

計の検証を行い、その上で抜本的な安全対策を講

じまして、パックチェックで最終的な評価を行つてまいりたいというのが私どもの考え方でございま

す。

○小山委員 確かに、今マグニチュード九規模と

私も申し上げましたが、地震も陸地から、あるいは

は施設からどのぐらいの距離のところで起きているのか、直下型かそうではないのか、あるいは津

波の大きさというものの、地盤の、地殻の割れ方

とかいつたものでも変わってくるかとは思いますが、やはり大変重要な施設であり、また事故が起

こつたときの被害というものは、非常に甚大とい

う言葉でも多分形容できないと思ひますので、ま

さに一番最悪のワーストシナリオを想定した中で

耐震設計を行つていただきたい、そのよう

に思います。

最後に、さまざま�新聞発表等でも、景気の方

も大分持ち直しつつあるというような報道もござ

りますが、今回の震災では製造業にも甚大な影響

が及びまして、特にサプライチェーンの問題、こ

れはもう東北地方に工場のない企業などでも、と

りわけ自動車メーカーなどのように、いろいろな

部品が集まるものについては日本全国が非常に大き

な影響を受けた。言いようによつては、日本全

国が被災地だったと言つても過言ではないかな

と。そのような被害が出ているかと思ひます。で

すので、一つの部品が入つてこないということで

製造ができない、そのことの影響というものは

リーマン・ショック以上だというふうに話す企業

の社長さんなどもいらっしゃいます。

こういったサプライチェーン対策、あるいは日

本全国の中小企業の支援策について、これまでの

政府の取り組み、とりわけ資金繰り対策などにつ

いてお伺いをしたいと思ひます。

○吉田委員長 次に、長島忠美君。

○長島忠委員 自由民主党の長島忠美でござい

ます。

ただいま提出をされました法案について、質問

させていただきたいと思ひます。

三月十一日の発災から四カ月を過ぎました。被

災者にとってこの四カ月がどれほどの重み、重い

思いを引きずりながらいたかということを私も胸

にしまいながら質問させていただきますので、ぜひ

答弁もそのようにお願ひをしたいと思ひます。

発災から、三月二十日に我々自民党は、このこ

とを想定して、被災者再建支援法、支援金の提言

をさせていただきました。本来なら一次補正でこ

のことをやってほしかったと実は思つております。

そのことはおいておいて、こうやつて成立をす

るわけです、我が党は異論を唱えるものではあり

ません。ただ、このことによって、都道府県の拠

出金が減額をしてしまう。この後、都道府県の基

金が少し減額をしたときに困が拠出をするとい

うことになつてゐるようですがれども、今回みたい

な大規模災害があつたときに、その基金が本当に

もつといふ想定で拠出をする準備ができるといふの

かどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

象としているところでございます。

保証の方につきましては、セーフティーネット

保証と合わせて、無担保で一億六千万円の保証を

最大で五億六千万円まで拡大しておりますし、特

別貸し付けにつきましては、例えば、震災で取引

先が直接被災した、被害を受けたことによつてそ

の影響を受けます中小企業に対して、貸付期間で

は最長十五年、据置期間では最長三年といったよ

うな措置を講じてゐるところでございます。

引き続きまして、日本全体の中小企業の支援策

につきまして万全を期していただきたいというふうに

考えております。

○小山委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○吉田委員長 次に、長島忠美君。

○長島忠委員 自由民主党の長島忠美でござい

ます。

ただいま提出をされました法案について、質問

させていただきたいと思ひます。

三月十一日の発災から四カ月を過ぎました。被

災者にとってこの四カ月がどれほどの重み、重い

思いを引きずりながらいたかということを私も胸

にしまいながら質問させていただきますので、ぜひ

答弁もそのようにお願ひをしたいと思ひます。

発災から、三月二十日に我々自民党は、このこ

とを想定して、被災者再建支援法、支援金の提言

をさせていただきました。本来なら一次補正でこ

のことをやってほしかったと実は思つております。

そのことはおいておいて、こうやつて成立をす

るわけです、我が党は異論を唱えるものではあり

ません。ただ、このことによって、都道府県の拠

出金が減額をしてしまう。この後、都道府県の基

金が少し減額をしたときに困が拠出をするとい

うことになつてゐるようですがれども、今回みたい

な大規模災害があつたときに、その基金が本当に

もつといふ想定で拠出をする準備ができるといふの

かどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひ

象としているところでございます。

取れなかつたんですけど、済みません。

○長島(忠)委員 今回は、この東日本大震災に

限つてかさ上げ措置をされます。この後の災害に

おいて足りなくなることを想定して、国は、都道

府県の拠出金の基金にいわゆる手当てをするよう

ます。そして、これからのことにつきましては、ま

ず今回の震災できちんとお支払いをして、また、

そのことによつて都道府県の拠出金が空になつて

しまいますので、その部分については都道府県で

もきちんと積み増しをするというふうに聞いてお

ります。それに対する地財措置もとられると言ひ

ております。それに対する地財措置もとられると言ひ

ております。

そして、新たな震災、これは起こらないことを

祈るしかないんですけれども、こういつた震災が

起つたときにはきちんと措置をするということ

になる、これは当然のことかというふうに思ひま

す。

そして、新たな震災、これは起こらないことを

祈るしかないんですけれども、こういつた震災が

起つたときにはきちんと措置をするということ

になる、これは当然のことかというふうに思ひま

す。

そして、新たな震災、これは起こらないことを

祈るしかないんですけれども、こういつた震災が

起つたときにはきちんと措置をするということ

になる、これは当然のことかというふうに思ひま

す。

○長島(忠)委員 今回、八割にする法律案が政府

から出でくるのに四カ月を過ぎたわけですね。

私が思つていていますよ、大規模災害は、た

だ、あつたときに、もっとスピード感を増してや

るために、やはり拠出に対する考え方、基本的な

ところをお聞かせいただきたいと思っておりま

した。

中越地震のときには、実は、この制度、ここま

で充実をしておりませんでした。中越沖地震のと

きに、それぞれの政黨から、生活再建支援法につ

いて改正をして、それを廻及していただいて、中

越沖地震からこの法案になつたという経緯があり

ます。その中で、実はいろいろ議論がありまし

た。上限額をどうするのか、支給範囲をどうする

のか、あるいは所得制限をどうするのかといふこ

とあります。